

第 2 6 回

総会議事録

日 時 令和元年 6 月 13 日 (木) 13 時 15 分
場 所 山形市庁舎 (10 階) 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

平成31年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	運営委員、編集委員
出	2	森田 誠一	
出	3	長澤 弘	農政委員会副委員長、 運営委員、編集委員
出	4	會田 典男	
出	5	金子 祐一	編集委員
出	6	丹野 都弘	
出	7	高橋 徳郎	第2ブロック長
出	8	日下部 洋一	運営委員
欠	9	丸子 宏	第3ブロック長
出	10	齋藤 孝一郎	第1ブロック長
出	11	遠藤 紀江	編集委員
出	12	梅津 実	編集委員、 第4ブロック長
出	13	柏倉 傳右エ門	運営委員
出	14	草薙 典美	
出	15	佐藤 幸悦	
出	16	佐藤 和宏	農政委員会委員長、 運営委員
出	17	推名 俊明	
出	18	石川 富夫	
出	19	高橋 一敏	
出	20	新関 さとみ	編集委員会副委員長
出	21	伊藤 博良	
出	22	鏈水 豊	
出	23	大築 義雅	会長職務代理者、 編集委員会委員長
出	24	高橋 権太郎	会長

第26回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第5 議事

議 第130号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第131号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第132号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 報告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地改良届出書の受理について

(5) 農地改良完了報告書の受理について

(6) 農地法第5条の規定による許可について

(7) 農用地利用集積計画の変更について

(8) 運営委員会の結果について

第7 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和元年7月12日(金)

次回の委員調査について 令和元年7月10日(水)

第8 その他

(1)非農地判断マニュアルについて

(2)農地パトロール調査協力員の選出依頼について（村木沢・西山形・高瀬・本沢・南山形・楯山・滝山・東沢・山寺・大曾根）

第9 閉 会

平成31年度第26回(6月)総会議事録

(令和元年6月13日(木) 市庁舎 10階 委員会開催室)

出席委員 23名

欠席委員 1名

開 会 午後1時15分

事務局次長	(開 会)
会 長	(あいさつ)
事務局次長	議事の前に現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数24名、出席委員数23名、欠席委員数1名であります。 出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 これより、議事に移りますが、議長は、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。 なお、本日の傍聴人はおりません。
議 長	それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことをご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり。)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、5番・金子 祐一委員、7番・高橋 徳郎 委員にお願いし、書記には小笠原主幹を任命します。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 議 第130号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書1ページをお願いいたします。 議 第130号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。 2ページの1号から3ページの20号まで8件です。 はじめに、2ページをお願いします。 1号及び2号、3号については、前回、許可保留となった案件で、委員調査案件となっております。

<p>議 長</p> <p>梅 津 委 員</p>	<p>3ページをお願いします。</p> <p>6号についても、前回、許可保留となった案件で、委員調査案件となっております。</p> <p>17号について、農道に接していない隣接農地の無償受贈です。譲受人は、農業をして45年になる方で、現在、妻と子の3人で農業に従事しております。</p> <p>18号について、使用貸借権設定による新規就農です。委員調査案件となっております。</p> <p>19号、20号について、経営移譲年金受給のための使用貸借権設定です。譲受人は、農業をして30年になる方で、現在、夫と2人で農業に従事しております。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>1号及び2号、3号案件について12番 梅津 委員から報告をお願いします。</p> <p>12番、梅津です。1号案件については、前回保留になりました。申請地については、平成28年11月に農地法第3条に基づく許可によりまして、市外在住の譲渡人が売買で取得した農地です。農地取得後は、平成28年から29年にかけて農地改良を行いまして栗の木30本を植え、その後管理をしているというわけですが、今回5年5作を達成しないまま地元の農家であります譲受人に譲渡するという案件でございます。</p> <p>栗につきましては、現場を確認してきたわけですが、以前は灌木が生い茂っていた中で抜根をしまして、農地を使えるようにしたという事で、その抜根の跡もありましたし、草刈りもなされていたという事でございます。譲受人も栗栽培は初めてという事ですが、その技術や販売先、農薬の使用については、いろいろ聞きながら栽培していきたいということでございまして、積極的な方ということで、こちらのほうでは理解させていただきました。私が現場を見た中では、以前大部荒れた農地を畑として使用することができるようにしたことで、遊休農地の解消に繋がっている案件でないかなと感じ取ったわけです。</p> <p>前回はこの農地について、残土とか農業以外の土を盛土として使用するのではないのかと思っていただけですが、実際に行ってみますと盛土というかそういう跡は見えなかったわけで、あくまでも農地として使用することができるような状態になっているわけで、そのような事から許可相当と判断しました。この件について、皆さんのご審議をお願いします。</p> <p>2号の案件につきましても、先月の審議におきまして保留というこ</p>
---------------------------	---

<p>議 長</p> <p>遠藤委員</p>	<p>とになったわけですが、内容について今一度お話をさせていただきますと、農地につきましては[REDACTED]にございまして、住宅地に囲まれた場所にございます。譲渡人は、農地として利用していないということで、遊休状態になっているということでございまして、このまま放置すればますます農地として使用できなくなるのかなと感じ取れます。</p> <p>その土地につきましては、落差があるのですけれども、トラクターで雑草を耕運すれば十分使える農地でございまして、これらの事を考えてみれば、遊休農地を解消する上では、今回譲受人が取得して管理していただける事については、農地として使用していただく内容で特に問題はなかったのかなという感じはしております。以上で、許可相当であると判断いたしました。</p> <p>それから3号案件も、場所的には同じわけですが、この場所につきましても、2号案件の土地と隣接した土地でございまして、そこは少し高台になっているわけですが、今現在農地として使用されております。そこに今度はカボチャを植えたいということでございまして、カボチャにつきましても、当初はキュウリ、ナス、トマトとこちらには挙がっていたわけですが、そこまでは手が回らないということで、カボチャを植えたいという事でございました。</p> <p>カボチャについても初めて作る関係で、販売先をどこに考えているのかと聞いたところ、上山にある店に出荷をしたいという事でした。技術的にも初めて作ったということで、指導を受けながら販売まで持っていきたいということでした。</p> <p>2号案件と隣接しているわけですが、そこに入っていく農道につきましては、県の住宅公社が所有している土地でございまして、その使用につきまして確認したところ、何ら問題はないと確認いたしました。以上、許可相当であると判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>6号及び18号案件について、11番、遠藤委員よりよろしくお願ひします。</p> <p>遠藤です。それでは初めに6号案件の説明をします。申請人及び内容については記載のとおりです。</p> <p>6号案件ですが、先月、譲受人は農業兼会社経営をしておりまして、申請を取り下げる意思がありましたけれども、その後、まちづくり政策課との打合せで山形市の開発指定エリア外というのがわかり、転用までの時間がかかるということでした。というわけで、引き続き3条の申請を継続したいということで、このたび申請があったものです。お話をお聞きしましたら、農地として買うのですよね、という事を再度確認しました。</p> <p>現場は見えていないのですけれども、地図上の写真で見ても、なぜここがエリア外であるのかという程、周りが宅地化されている状況でした。3条で許可を出すという事は市外からということもありますので、</p>
------------------------	--

	<p>5年はしっかりと耕作していただきたいと伝えました。</p> <p>実際、通われて耕作するのは大変なのではないのですか、とお聞きしたところ、従業員の方お二人が専属で農業担当という事で、他の畑もしっかりと耕作しているとお聞きしました。</p> <p>何を作るのかと聞いたところ、枝豆を栽培して、販売目的ではなくて、取引先の関係者の方に配るとの事でした。</p> <p>住宅街でもあるので、しっかりと耕作してもらわないと周りにも迷惑をかけるので、耕作5年はしっかりとしてくださいという事を再度確認して、本人もその従業員の人をしっかりと使って、荒らさないで畑としてきちんと管理します、とお話しをいただきました。</p> <p>この土地は宅地になっても良さそうな場所であるという事は誰が見てもわかるので、とりあえず3条で許可するという事なので、5年はしっかりと耕作するという言葉をいただいたので、許可相当と判断いたします。</p> <p>そして、平成30年11月に蔵王半郷にある土地を購入しておりますけれども、そこのタケノコ栽培はどうなっているのですか、ということを確認いたしました。竹が密集していたという事で、伐採したという事だったのですけれども、ただ片付けが少しされていないという現場を確認できたので、その事も尋ねましたら、タケノコ栽培は不向きであるという事を判断したようで、聞き取りの段階では綺麗にして、そこで梅の栽培をするということでした。ここもしっかり耕していただかないと、今回の申請の件も検討せざるを得ない事をしっかりお話いたしました。</p>
<p>遠藤委員</p>	<p>引き続きまして18号の案件になります。</p> <p>譲渡人及び譲受人については、記載のとおりです。</p> <p>譲受人は農業大学の研修を受けて、上山に在ります農業法人に就職して、2年程、ぶどう、さくらんぼ等の果樹全般の栽培技術を学んできた方です。この春より、独立経営を目指して山形農協で行っている、ぶどう団地の農地に、山形市利用集積計画にて賃借権の設定をしたところでした。この農地には苗木が植えられたばかりで、シャインマスカットが植えられていますが、まだ収穫に時間がかかるという事から、ぶどうの成木があって、すぐに収益が上がるという樹園地を親から無償で借りるという事で申請をした、ということです。</p> <p>樹園地に行って、父親と本人とお話をしてきました。立派な樹園地ですぐに収穫できるような状態でした。お父さんは認定農業者であり、指導もしっかりしていて、本人に将来的にはどんなふうにしたいですかと聞きましたら、大粒のぶどうに少しずつ切り換えていきたいのだというお話で、作業もしっかりと見直されているということで、頼もしいなと感じてきたところでした。</p> <p>この18号についても許可相当と判断した次第です。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局説明及び委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>

齋藤委員	2号、3号案件について、一つ気になるのは、低い方の土地についてはトラクターでは復旧できない状態に荒れていると思うのですが、そのへんはどうするのでしょうか。
梅津委員	今の状態では、草丈が1mぐらいあるのです。下の土自体は柔らかいので、耕運すれば植え付けられるような状態だと判断しました。上の草の方もロータリーを使えば、一回では畑にはならないのですけれども、あとは樹も二〜三本あったのですが、掘り起こせば、農地としては十分トラクターで戻せるのかなと感じました。
齋藤委員	トラクターでは農地に戻せないのでは、と私は見ているのですが。
事務局	事務局の方から補足させていただきたいと思います。私も一緒に参りまして話を聞いて来たのですが、現地でいうと北側の方に樹木が生い茂っている部分が一部ありましたので、その点についても話がございました。そこについては重機を入れないと難しいということで、公社が所有している入口の道路からではなく、所有権が移転した後に、隣接するみこころの園におことわりをして、周囲の皆様にもご説明の上で、農地改良ではなくて、土壌改良という事で、重機を入れて、拔根等の必要な部分は掘起こして、土を搬入しない形で改良を行うという話でございました。以上です。
議長	よろしいですか。
齋藤委員	はい、ありがとうございます。
議長	他にございませんか。
高橋（一）委員	3号案件についてですが、耕作計画がカボチャという話ですよ。
梅津委員	当初は、キュウリとナスとかの野菜を作るという事で申請が挙げたわけですけど、技術的とか通うにもカボチャが適しているのではないかと、ということでカボチャに変更したという経緯であります。
高橋（一）委員	■■■■から通って、お話をお伺いしますと、必ずしも優良農地になっている状態ではない。しかも譲受人は他にいろいろたくさん仕事をされている。前は、■■■■に所有する農地の耕作状況を確認したと思うのですが、かなり穿った見方になるかもしれませんが、農地改良届がいずれ出てくるのではないのか、次に転用許可の問題が出てくるのではないのかと、心配のある農地ではないのですか。
梅津委員	そのへんも確認したわけですけど、落差はあっても、そこに土盛りはしなくて、耕運して畑にするという事ですので、残土を埋めるとい

高橋（一） 委員	<p>うような事はないと思います。</p> <p>我々農家の側から見れば、なぜ、わざわざ荒れた農地にカボチャを植えて農業経営をするのだろうかということです。</p> <p>6号案件についても、以前取得した農地をタケノコ栽培をやめて梅を作るという話ですよね。今まで竹林があった所に、梅を作るには大変な手間がかかるはずですが、また、先程の話だと6号案件の申請地も住宅地の中になっているということで、5年作ればその次はという可能性もあるわけです。</p> <p>今までこのような案件はあったわけですが、遊休化した農地は荒らさないように作ってもらえれば良いのでは、というようになり易いのですが、その先の事を考えて、もっと根本的な農地利用のあり方を考えていかなければならないのではないのかと、疑問が湧いてくるわけです。遊休化しなければ何でも良いという話ではないのかなと思います。</p>
草 薊 委員	<p>前回、齋藤委員が行った委員調査において、許可相当と判断できませんでした。そして、今月まで保留しました。</p> <p>そもそもなのですが、当初調査にあたった調査委員が、引き続き次回まで調査を行って、同じ視点で許可するというのが慣例だった気がします。今回は、条件が変わっていないのに、前回は許可相当と判断できなかったのに、許可相当と判断しました。どこがどう変わったのかというところの客観的な説明がないと、前回保留した合理性が説明できないのかな、という気がします。</p> <p>条件がどうこうという以前に、どう変わったのですか。前回調査にあたった委員の意見は、どうなのですか。</p>
齋 藤 委員	<p>前回は、2号、3号案件に関しては、出入口の問題が一番大きかったです。県住宅供給公社が保有していて、その許可がどうなっているのかというのが、大きい問題でした。そこ以外に出入口がないのです。他からはトラクター等の機械は入れません。</p> <p>やはり耕作地としては相当荒れております。作付作物についても、委員調査が終わった後に、カボチャに変更しています。キュウリは毎日面倒を見なければいけないので、畑に毎日通いますか、と聞いたところ、通います、という回答だったのですが、変更しております。</p> <p>それと、あと余談になるのですが、住民の話によると、 の移転の問題が挙がっているそうです。別の場所に移転したい、という方向で動いているそうなのですが、移転すれば、あそこは絶対に開発の可能性があると私は思っております。</p>
梅 津 委員	<p>先程、齋藤委員からあったように、前回の指摘については、道路の問題もあったわけですが、その他に農地を残土捨場にするのではないのか、という指摘があったわけですが、そのへんも今回調査対象にして進めてきたわけですが、土地に対しての土盛りは一切しないという本人からの確約をとっていますので、本人の言葉を信じれば、当</p>

<p>遠藤委員</p>	<p>然、農地にして、土盛りをしない状態で、今の状態を農地に変えていくという事で、本人からも返事を聞いていますので、前回そういう心配もあるという内容からすれば、そういうことで進んでもらえば、許可すべきでないのかな、というように思います。</p> <p>道路の問題も、公社との兼ね合いなわけですけど、そこは確認をとった上で、使ってよろしい、という内容でしたので、二点ほどこちらのほうで感じ取った前回の問題提起についてはクリアしているのかな、というふうに思ったところです。</p> <p>補足でよろしいですか。私も現場に行かせていただきまして、木が何本か植えてある事にまで踏み込んで、本人に聞いてきました。</p> <p>本人は、私達が現場を見る前までは、状況を見てなのだが土盛りをしなければならぬ場合もある、と言っていたのですが、低いところを歩いてみて土を踏みしめた感触からしますと、堆肥とか入れたり、耕運を何回かすれば、盛土無しでも、このままいけるのではないのか、というように私は判断した、という事を本人に言いましたら、しなくとも良いのだな、ということで、本人も現場を良く見ていない、と言いますか、そういうところが少し感じられたところがあるのですけれども、私達がここをしっかりと見ているんだよ、というように、今から担当の委員になるかと思うのですけれども、ずっと見に来るよ、というような感じで、少し発していかなければならない、と感じて来ました。</p> <p>ただ、作付的にカボチャでしたら、土の状態や周りの畑の栽培状況からは、栽培可能と判断しました。作業には、妻も参加するという事をおっしゃっておりました。</p> <p>これから見守っていく、という体制をとっていけば、許可相当と判断したところです。</p>
<p>推名委員</p>	<p>今、皆さんのお話を聞いていて、1号、2号、3号及び6号案件について、いずれも私の家から近いのですが、 は5年5作をできなかった方ですね。</p> <p>齋藤委員の話を知ると、 は、いずれ移転するようなお話があるらしいですけれども、そうするとやはり開発絡みではないのか、と憶測されるわけです。</p> <p>あと、6号案件は周りが宅地ですので、これも本気で農業する気は無いだろうな、とあくまでもですが憶測されます。</p> <p>以前に申請のあった の案件もありましたけれども、私は農業委員になってから2年弱ですけれども、その時も推名委員の心情は解る、でも誰にも止められないのだよ、と言われました。</p> <p>果たしてどうなのですかね。農業委員とは農地を守るためにいると思うのです。でも、5年経ったら不正に利用されるような案件と解っていても何故止められないのか、と思う。私は、このような案件は最初から許可したくないのですけれども、許可するのであれば、しっかりチェック体制をとらないと駄目だと思います。どうなのでしょう。すごく悔しく感じます。</p>

議長	<p>解ってはいるような感じもするし、憶測だけでも言えないところもあるし、調査員の方々が妥当だと判断したというふうな事が、二回見て重みがあるのかな、と私はと思いますが、そのへんはどうですかね、皆さん。</p>
遠藤委員	<p>また、補足ですみません。現場を事務局からの聞き取りの後、見に行ったのですけれども、最初に■■■■の土地を見て不信感を持った後に、■■■■の土地を見たのですけれども、そこは山林に周りになっていて、それに近づきつつ畑があるという事で、その栗畑になっている所の、田んぼだったであろう所をしっかりと伐採して、形がちゃんと田んぼ何枚あるという状況を確認できるぐらい栗が植えられていた。その前に、切られた倒木が重なっているのが、かなり太い状況で、こんなふうに綺麗にして栗を植えているのだなあ、というふうに少しビックリしました。</p> <p>そこに残土も無かったですし、隣の人に林の遊休農地だったのだと聞くと、そんな大変な作業をして作ったのに手放すのは惜しいな、というぐらいの畑になっていた現状を見て、遊休農地をしっかりと直してくれたのだな、というような少し感謝的なものが私の中に芽生えたというのが、私の正直なところです。</p> <p>ただ5年経っていない間に譲り渡すという事だったのですけれども、譲受人自体も栗だったら俺やれるのじゃないか、というふうな感じを受けました。</p> <p>■■■■の土地を見て、■■■■の土地も綺麗にしてくれるのではないのかと、感じたところです。■■■■だけ見ていたら、そこは感じなかったと思います。</p>
石川委員	<p>■■■■に遊休農地があるのかどうかというのは、どうなのか。</p>
齋藤委員	<p>■■■■にある農地の6割は不作付地です。</p>
石川委員	<p>そういう人は、許可して駄目なのではないのか。</p>
齋藤委員	<p>そういう事で、ひっかかった事はあるのです。</p>
梅津委員	<p>今、■■■■の農地について話しているわけですけど、現所有者は一切そこには立ち寄っていない内容でございまして、あの状態でいけばずっと遊休の状態であろうと思います。相続で引き継いだ農地ということで、当然、農業をやっていくという前提で引き継げば良いわけですが、相続の段階で農地を受け取って、それがずっと遊休化した状態で継続して、そういうふうに荒れた農地になっているということです。</p> <p>隣接した農地に迷惑がかからないのかなと、こちらの方で逆に心配するわけです。誰が作るかは別としても、いずれ作るであろうというよりも、作ってくれる人がいれば、農地としての利用価値があるのか</p>

<p>日下部委員</p>	<p>な、というように思っているのも有りますし、皆さんから、そのへんの事をお聞きしたいと思っているところです。</p> <p>そのような農地について、どのように取り扱えば良いのか。誰か作ってくれる人がいれば、そういう方に作ってもらった方が良いのか。先程のように、先入観があって、この人に作らせれば、将来的に投機的な農地として見ているのではないのか、残土を捨てるのではないのか、とかそういうのをひっくるめた中で、今の現状で良いのか、それとも、そういうリスクがあるかもしれない農地をどのように判断するのか、という事に対して何か話があれば、出していただきたいのですが。</p> <p>■■■■■の日下部ですけれども、その現場は当然見てわかっているわけですが、相続で自分の土地になっています。相続以降、親父さんが亡くなってから、実家はもう建売住宅になっている状態です。</p> <p>ほとんど、畑と言っても役に立たない遊休農地をそのままにしておくと、もう荒れてしまうだけで、それなら何とかしてくれる人に譲った方が、まだそれなりに管理してくれると思いますので、いいのかな、という気持ちはあります。</p> <p>いろいろな事を憶測して、いろいろな事を考えますけれども、このまま許可しないと、このまま荒れ放題で、荒地になってしまうという事で、非常に心配な土地だな、という感じは物凄くしています。</p> <p>ちょうど、買ってなんとかしようとする人がいるのなら、いいのではないのかな、と私自身は思います。</p>
<p>新関委員</p>	<p>■■■■■が■■■■■に所有している農地の60パーセントが耕作していないという事でありまして、1号案件の土地は5年5作を守っていないという事もあるじゃないですか。</p> <p>1号、2号、3号を一つに絡めて考えないで、1号はどうか、2号、3号はどうか、と考えれば良いと思うのですが。例えば、1号案件は、5年5作を守るには後2、3年の話なので、それから譲るじゃダメなのですか、というように分けては考えられないのでしょうか。</p> <p>そして、栗林がきちんと整備されていたという事で、今回の荒地を綺麗に直してもらおうというのは良いと思うのですが、60パーセント遊休農地で、しかも5年5作を守っていないというところのペナルティーはどうなっているのでしょうか、というのもありますので、そのへんは整理した方が良いと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>これは■■■■■の方の問題かな、と思いますけれども、山形市の問題をまず考えていきたい、という事で、山形市の土地についてはどうか、と捉えていく必要があると思います。■■■■■の件は、■■■■■の委員会の方に一任するというような事にして、それぞれの考えもあるでしょうけれども、今、新関委員がおっしゃった事については、齋藤委員が確認した中で、進入路の問題については解決したという事で、あとは希望的観測という事になるのでしょうか、どこまで疑って</p>

	<p>いくのか、というのも果たしていかなものかと思うのですけれども。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>1号案件については、委員調査ではありませんでした。5年5作を守っていなくて保留になった案件です。委員調査でなくて見に行くことができなかつたわけですが、遠藤委員が農地を改良して粟を栽培している事を確認したという事で、2号、3号案件についても遊休農地を解消していただけるのであれば、許可相当であると思います。</p>
<p>議長</p>	<p>今のような状況の中で、期待をしているという事を思うのですが、調査委員の方々も強く期待をして許可相当というような判断をしたというような事もありますので、ここは一つ承認するという判断をするという事でいかかでしょうか。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>やはり、周りの委員が監視するということが大事だと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>今、調査委員の方々が、ああいう風におっしゃっているということで、期待をしているという意味合いもありますから、ここは一つ皆さんから承認いただいて、進めて行ったら如何と思うのですが。どうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>皆さん、いろいろ不安な点があるかと思います。3条の許可、不許可の判断基準というのは、耕作する能力があるか、機械があるか、人手がいるか、通えるか、で判断していただくしかありません。憶測で不安に思われている方もおられますが、その点でお考えいただきたいと思います。</p>
<p></p>	<p>カボチャの作付について、どの方から指導を受けていますか、と聞いたところ、農協ということでした。作付が10アールあたり10本という事で、本当に間違いないか、しつこく聞いたところ、電話をしまして、間違いであったということでした。今後しっかり指導を受けるという事でした。</p>
<p></p>	<p>入口の話でございますが、本人から一方的に聞いただけではなく、事務局から公社の方にそういった連絡があったか、そしてその内容は間違いないか、と確認をさせていただきました。その点については間違いない、使ってもらってかまわない、という事でした。ただ、草刈り等の管理は町内会に任せているという事で、町内会と説明してやっていただきたいと、委員からも説明をいただいたものでした。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですのでお諮りします。</p>
<p></p>	<p>議 第130号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議	長	<p>全員異議なしと認め、議第130号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p> <p>日下部委員、ときどきチェックして下さい。よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第131号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>議 第131号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。5ページ12号から14号まで3件です。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>12号について、場所は沼木で、山形広域クリーンセンターから北東へ約700mに位置しており、1種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>借り人は、現在、山辺町のアパートに妻と子供の3人で生活しておりますが、子供が生まれたことで手狭となってきたことや、今後も家族が増える可能性を考え、山形市内の職場と山辺町の実家にアクセスしやすい、母所有の当該農地を借り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>13号について、場所は沼木で、建売分譲住宅の建設です。委員調査案件となっております。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>14号について、場所は漆山で、山形刑務所から西へ約350mに位置しており、2種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、住宅の敷地拡張です。</p> <p>借り人は、現在、自宅近くで■■■■■■■■■■を経営しておりますが、来客や■■■■■■■■■■が多いことから、このたび、■■■■■■■■■■近くの自宅に隣接する、母所有の当該農地を借り受け、駐車場及び一部を庭として利用しようとするものです。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくをお願いいたします</p>
議	長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>13号案件について11番 遠藤 委員から報告をお願いします。</p>
遠藤委員		<p>はい。11番、遠藤です。13号案件について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は、東京都に本社を置き、山形県内外で多くの建売分譲住宅の建築を手掛ける法人であります。このたび、市街地へのアクセスの良さや学校からもそれほど遠くないことなどから需要が見込めると判断し、沼木地区で建売分譲の計画をし、土地を選定したところ当地が見つかり申請に至っております。</p>


		<p>住宅は集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。</p> <p>また、現場を見る前にお話ししたのですが、農業をするところに家を建てるという事で、耕運とか管理するときの作業のクレームが来いように、しっかりと分譲で入る方にお伝えください、とお願いしたとろです。</p> <p>実際、隣接する畑が若干遠いという事で、良い場所なのですが畑として使っていない状況から見ると、許可相当かなと判断いたしました。</p> <p>ちなみに売買価格ですが、坪あたり [REDACTED] という事で、4棟建てるという事だったので、 [REDACTED] という事でした。</p> <p>調査した結果は以上であります。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議	長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第131号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>全員異議なしと認め、議 第131号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。</p> <p>次に進みます。</p>
議	長	<p>議 第132号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。</p> <p>なお、本議案には、14番 草刈 委員に関する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、総会では参与を控えていただくこととなります。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>続きまして、議案書9ページをお願いいたします。</p> <p>議 第132号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。内容については、10ページの54号、55号の2件です。</p> <p>54号について、戦前からの小作契約の合意解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>55号について、農地法3条による賃貸借契約の解約で、高齢化を理由に借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、貸付け予定です。</p> <p>以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認おり、離作補償はありません。</p> <p>農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>


議	長	ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。議 第 1 3 2 号について、受理することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議 第 1 3 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、受理することに決めます。
議	長	これで議事を終了します。
議	長	次に、報告事項に入ります。 報告事項の (1) から (7) まで、事務局から報告願います。
事 務 局		続きまして、報告事項の (1) から (7) まで報告いたします。 1 1 ページをお願いします。 報告事項 (1) の、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理につきましては、1 2 ページの 1 3 号から 1 5 ページから 1 6 ページの 2 1 号まで 9 件を受理しております。 次に、1 7 ページをお願いします。 報告事項 (2) の、農地法第 4 条届出書の受理につきましては、1 8 ページの 5 号、1 件を受理しております。 次に、1 9 ページをお願いします。 報告事項 (3) の、農地法第 5 条届出書の受理につきましては、2 0 ページの 1 7 号から 1 9 号まで 3 件を受理しております。 次に、2 1 ページをお願いします。 報告事項 (4) の、農地改良届出書の受理につきましては、2 2 ページの 1 号から 3 号まで 3 件を受理しております。 次に、2 3 ページをお願いします。 報告事項 (5) の、農地改良完了報告書の受理につきましては、2 4 ページの 3 号、1 件を受理しております。 次に、2 5 ページをお願いします。 報告事項 (6) の、農地法第 5 条の規定による許可につきましては、2 6 ページの 2 号から 2 7 ページの 1 1 号まで 6 件について許可書を交付しております。 次に、2 8 ページをお願いします。 報告事項 (7) の、農用地利用集積計画の変更につきましては、前回

	<p>5月の定例総会で議決を行った、29ページの4号、1件の取り下げにより、農用地利用集積計画を変更しております。</p> <p>事務局から、第26回総会の付議事項については以上であります。</p>
議 長	<p>次に、(8)運営委員会の結果について、大築・会長職務代理者から報告願います。</p>
大築・会長 職務代理者	<p>(運営委員会の結果について報告。)</p>
議 長	<p>次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>次回の定例総会は、7月12日 金曜日、午後1時15分から開催する予定です。</p> <p>次回の委員調査については、調査日は、7月10日 水曜日です。</p> <p>調査委員については、13番 柏倉傳右エ門 委員と14番 草薙 典美 委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に、8のその他、に移ります。</p> <p>はじめに、非農地判断マニュアルについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(資料に基づき説明)</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>続いて、農地パトロール調査協力員の選出依頼について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農地パトロール調査協力員の選出依頼については、参考資料のとおり平成30年度に農地パトロール実施体制を決めていただきました。農地パトロールにあたって、次第に記載の10地区で、昨年同様であります。村木沢、西山形、高瀬、本沢、南山形、楯山、滝山、東沢、山寺、大曾根に協力員を配置することとなりますので、協力員配置になった地区については、委嘱状の交付、謝礼及び保険加入の手続きのため6月28日まで協力員の名簿の提出をお願いします。</p> <p>なお、農地パトロールの実施にあたり、7月25日木曜日午後3時頃から山形農協本店の会議室にて、農地パトロール調査協力員の委嘱と併せて、説明会を予定しております。後日、ご案内させていただきますので、よろしくお願いします。</p>

議 長	他にございませんか。
事 務 局	<p>はい、お手元にお配りした「令和元年度の農地中間管理事業に係る利用集積計画の年間予定表」について説明させていただきます。</p> <p>資料のとおり、今年度の農地中間管理事業に係る利用集積計画の受付については、7月、8月、10月、12月、1月の計5回を予定しており、受付の締め切り日、賃借の開始日については表のとおりとなりますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>何もないければ、これで第26回総会を終了します。ご苦勞様でした。</p> <p>(閉会午後2時40分)</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長 

議事録署名委員 

議事録署名委員 